(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱(平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。)第23条の規定に基づき、雲仙市が作成し使用する封筒(以下「封筒」という。)への有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲載位置等)

- 第2条 広告物は、封筒の裏面に掲載し、掲載枠数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枠数とする。
 - (1) 角形 1 号封筒 6 枠以内
 - (2) 角形2号封筒及び類似規格封筒 4枠以内
 - (3) 長形3号封筒及び類似規格封筒 3枠以内
 - (4) 変形封筒(税務課専用) 2枠以内
 - (5) 前4号以外の規格の封筒 前4号を勘案してその都度定める。

(広告物の規格)

- 第3条 広告物の一枠あたり規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める規格とする。
 - (1) 角形 1 号封筒 縦 1 0 0 mm×横 1 2 0 mm
 - (2) 角形2号封筒及び類似規格封筒 縦120mm×横100mm
 - (3) 長形3号封筒及び類似規格封筒 縦60mm×横100mm
 - (4) 変形封筒(税務課専用) 縦80mm×横75mm
 - (5) 前4号以外の規格の封筒 前4号を勘案してその都度定める。
- 2 広告物の印刷色は、単色とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、広告を掲載した封筒の在庫がなくなるまでとする。 (広告掲載料)

- 第5条 広告封筒一枚につき、一枠あたり広告掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 角形 1 号封筒 2円
 - (2) 角形2号封筒及び類似規格封筒 2円
 - (3) 長形3号封筒及び類似規格封筒 1円
 - (4) 変形封筒(税務課専用) 1円
 - (5) 前4号以外の規格の封筒 前4号を勘案してその都度定める。
- 2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。 (広告物の提出)
- 第6条 提出する広告物は、電磁的記録及びそれを印刷したものとする。 (その他)
- 第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。